

(案)

大阪港自然災害対策アクションプラン
～大阪港地震・津波対策アクションプランの改編～



令和3年3月

大阪港自然災害対策連絡会議

目 次

1.	「大阪港自然災害対策アクションプラン」策定の目的	2
2.	アクションプランの体系について	3
3.	アクションプランの継続体制	5
4.	大阪港自然災害対策アクションプランアクション項目	6
5.	アクション項目別達成期間・実施主体・小会議一覧表	
6.	参考1：既存のアクション項目と新アクション項目の構成と見直しの理由 について	
7.	参考2：平成30年台風21号の概要	

「大阪港自然災害対策アクションプラン」の策定について
～「大阪港地震・津波対策アクションプラン」の改編～

1. 「大阪港自然災害対策アクションプラン」策定の目的

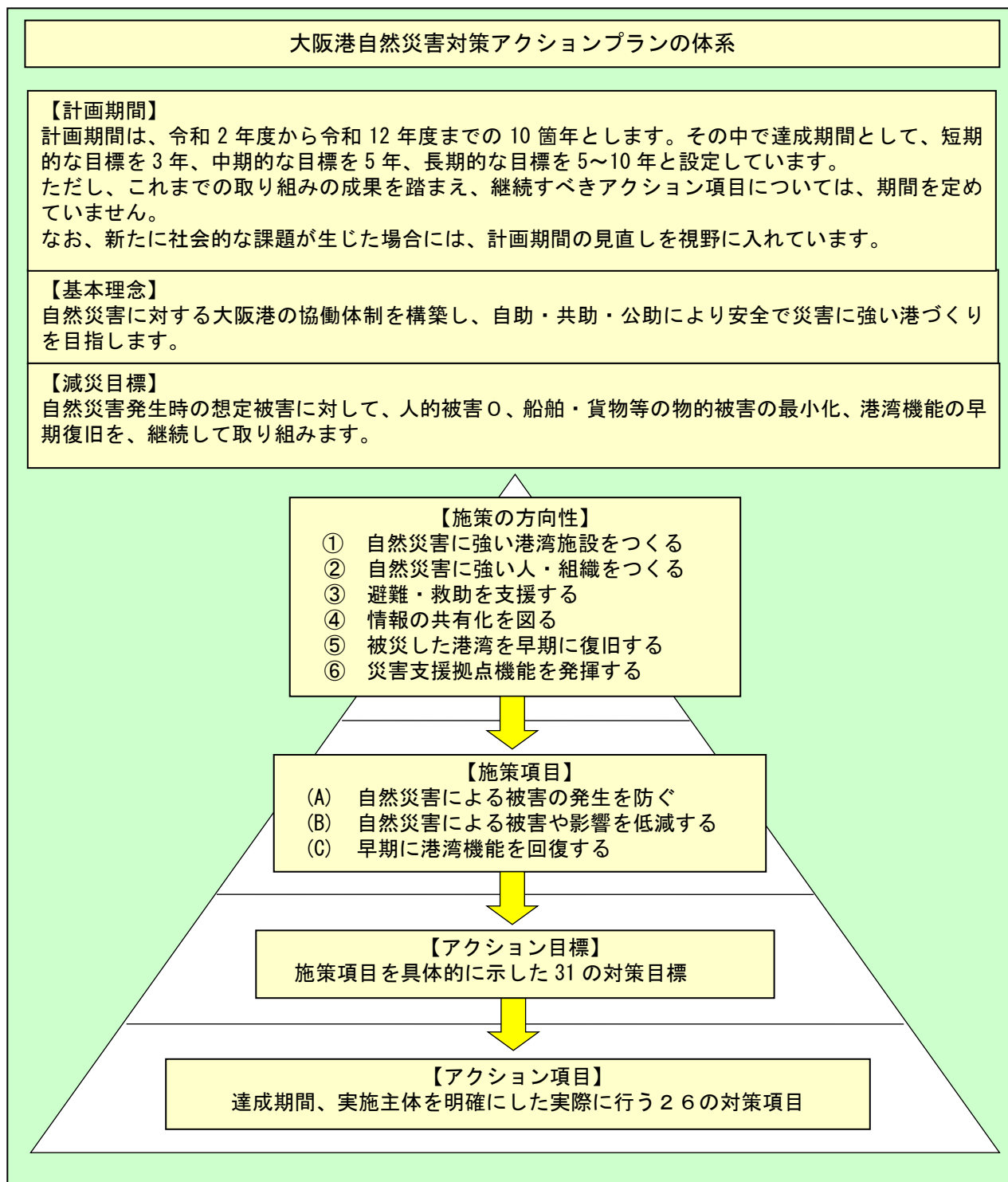
大阪港においては、東南海・南海地震による津波被害を最小限に抑制するため、平成 18 年 6 月に学識経験者、関係行政機関、市民、港湾関係事業者の代表などからなる「大阪港地震・津波対策検討委員会」を設置し、平成 20 年 4 月にその行動計画となる「大阪港地震・津波対策アクションプラン」を策定し、各実施主体が主体的にアクション項目に取り組んできた。

その後、アクションプランを実施していく段階において新たに生じた課題に対応するため、定期的に「大阪港地震・津波対策連絡会議」を開催し、PDCA サイクルにより見直しを実施、実効性の高い防災・減災対策を目指してきた。

こうした中、平成 30 年に台風第 21 号をはじめ、大型の台風が大阪港に次々と来襲し、港湾施設が大きな被害を受けたことから、平成 31 年 3 月 27 日の「大阪港地震・津波対策連絡会議」において、台風対策を併せたアクションプランとして充実させるべきとなったことから、「大阪港地震・津波対策アクションプラン」に台風来襲時の高潮や暴風対策を併せ、「大阪港自然災害対策アクションプラン」として新たに策定するものである。

2. 大阪港自然災害対策アクションプランの体系

大阪港自然災害対策アクションプランにおける計画期間、実施方針(基本理念、減災目標、施策の方向性)、及び施策展開(施策項目、アクション目標、アクション項目)は以下の通りである。



アクション目標について

- (1) 堤内地の浸水被害の防止
- (2) 津波波力の低減
- (3) 堤内地の浸水被害の低減
- (4) 堤外地の浸水被害の低減
- (5) 流出被害低減機能の確保
- (6) 物流機能の確保
- (7) 堤内地の浸水被害防止体制の確保
- (8) 津波波力の低減体制の確保
- (9) 人の避難体制の確保
- (10) 堤内地の浸水被害低減体制の確保
- (11) 物流機能の被害低減体制の確保
- (12) 流出被害低減体制の確保
- (13) 防災意識の啓発
- (14) 情報伝達体制の確保
- (15) 防災機能復旧体制の確保
- (16) 物流機能復旧体制の確保
- (17) 船舶避難の迅速化
- (18) 人の避難の迅速化
- (19) 防潮扉閉鎖情報の充実
- (20) 船舶避難情報の充実
- (21) 避難情報の充実
- (22) 防災情報の普及
- (23) 情報伝達機能の確保
- (24) 復旧情報の共有
- (25) 支援情報の発信
- (26) 防潮機能の復旧
- (27) 復旧支援体制の確保
- (28) 物流機能の復旧
- (29) 波及被害の低減
- (30) 物流機能の支援
- (31) 復旧活動の支援

3. アクションプランの継続体制

大阪港自然災害対策アクションプランは、実施段階において、アクションプランの達成度評価やアクション項目の見直しを行い、継続的な自然災害対策を推進します。

○ アクションプランの継続体制

各アクション項目は、策定時点における被害想定結果を基本として策定した対策であり、残された課題、及びアクションプランを実施していく段階において生じた新たな課題に対応して、アクションプランの見直しをPDCAサイクルにより継続的に実施し、対策を推進していきます。

アクション項目の内容については、実施段階において可能な限り数値目標を設定し、達成度を評価していきます。

